

第2期八千代市教育振興基本計画

未来を拓き、豊かに生きる人間を育む

平成29年3月
八千代市教育委員会

はじめに

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の目的と5つの教育の目標が示されました。このことを機会に日々の実践を教育の目的や目標にそって考えていくことが求められています。

国や県では第2期教育振興基本計画が策定され、新たな教育の方向性や施策が明らかにされました。平成29年3月には新しい学習指導要領が告示される予定です。その趣旨を踏まえた小・中学校における教育課程の編成・実施が進められています。

教育基本法の前文に、「・・・我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」と示されています。

教育委員会は、その果たす役割を深く認識し、本市の教育の現状と課題を的確に把握し、子どもたち及び教職員、保護者、市民の思いや願いを汲み取り、市民総がかりで教育の向上に取り組むことが大切であると考えています。

また、世界では情報化、グローバル化が急速に進んでいます。学習指導要領の基本理念である「生きる力」を育むことは重要と認識しています。

教育委員会では、第2期八千代市教育振興基本計画策定委員会を設置し、校長や教職員、PTA役員等からのご意見を参考にしながら検討を重ね、ここに「第2期八千代市教育振興基本計画」を策定いたしました。

第1期の八千代市教育振興計画では、本市の今後10年間を見据えた「八千代教育の目標」を示すとともに、本市の第4次総合計画との整合性を図り、今後5年間に実施していくプロジェクト、施策、取組を示しました。今回の策定は第1期の「八千代教育の目標」をもとに、具体的な施策や取組の内容を検討し、策定しました。

教育委員会では、関係諸機関の協力を得ながら、本計画に示した基本方針等に沿って、「未来を拓き、豊かに生きる人間の育成」に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、策定委員をはじめ、これまで貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に感謝申し上げますとともに、本市の学校教育の充実発展のために市民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

平成29年3月

八千代市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 第2期基本計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成	3
4 計画の対象期間	3
5 進捗状況の点検及び計画の見直し	3
第2章 第2期八千代市教育振興基本計画	5
1 八千代教育の目標	5
2 基本方針	5
3 重点目標	5
4 教育振興基本計画4つのプロジェクト	6
5 体系図	8
6 具体的な取組	10
プロジェクトⅠ 夢と、確かな学力・真摯に学び続ける力を 育みます。	10
プロジェクトⅡ ふるさとを愛し、共に生きる、やさしい心を 育みます。	15
プロジェクトⅢ しなやかで健やかな心と体を育みます。	19
プロジェクトⅣ 子どもをみんなで支え、育む、 安全・安心な環境づくりを進めます。	21
資 料	25

市民憲章・都市宣言
八千代市教育大綱

第1章 第2期基本計画策定にあたって

1 計画策定の背景

八千代市は、首都30キロ圏に位置しており、首都圏の住宅都市として、京成本線沿線を中心に宅地化が進行してきました。昭和45年には県下の人口増加率を示し、昭和48年に人口が10万人を超えました。平成8年に東葉高速鉄道が開業し、平成28年10月末現在、人口が19万5,844人となりました。

このような急速な都市化に対応するために、本市は昭和49年に策定した第1次総合計画をはじめ、昭和60年には第2次総合計画、平成11年には第3次総合計画を策定しました。さらに、平成23年には平成23年度から平成32年度までの基本構想に基づき第4次総合計画を策定し、市内外の諸条件の変化に対応したまちづくりの指針として市政の展開を図っています。

これらを踏まえ、全国的な少子化や高齢化を背景とする課題や高度情報化、国際化の進展などに伴う様々な教育課題とともに、本市の現状を的確に把握し、教育課題の解決に向けて教育施策の推進を図ってきました。

さらに平成27年度末には第4次総合計画後期基本計画を策定し、平成28年度より施策を推進しています。

(1) 国の動向

国においては、平成18年、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が示されました。続いて、学校教育法や社会教育法をはじめとする関係諸法の改正が行われ、教育改革が進められています。改正された教育基本法において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない（第16条第3項）。」「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない（第17条第2項）。」と規定され、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが求められています。

国は、平成20年、教育振興基本計画を策定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、「①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。」ことを示しました。平成25年6月には第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。

また、学習指導要領が改訂され、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施されました。さらに平成29年3月には新学習指導要領が告示され、小学校は平成32年度から中学校は平成33年度から完全実施される予定です。

(2) 千葉県の動向

千葉県においては、平成22年、日本をリードする教育県を目指し、子どもたちが、郷土と国を愛し、真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」の実現に向けて、千葉県教育振興基本計画～みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン～が策定され、平成27年2月には「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が策定されました。

(3) 八千代市の動向

八千代市としても、このような社会情勢の変化等を見据え、本市の教育の現状と課題を的確に把握し、今後の本市教育振興のための施策に関する基本的な計画について、子ども及び教職員、保護者、市民の思いや願いを汲み取り、市民総がかりで教育の向上に取り組むとともに計画の実効性を高めるために、八千代市教育振興基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することが必要であると判断しました。

教育委員会では、その策定に向け、平成22年度から協議を重ね、平成23年度に八千代市教育振興基本計画策定委員会を設置し、第1期の八千代市教育振興基本計画を策定しました。さらに、平成28年度は第2期八千代市教育振興基本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

第1期八千代市教育振興基本計画は、教育をめぐる環境の変化や八千代市の子どもたちの状況や課題を的確にとらえ、八千代市第4次総合計画との整合性を図りながら、八千代市の将来を託す子ども像や学校教育の目指す方向性等について示し、その実現のための施策について市民に分かりやすく提示するものです。また、教育基本法第16条第3項の規定に基づく教育施策と、第17条第2項に規定する地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けられるものです。

「八千代教育の目標」は、平成24年度から平成33年度までの10年間を見据えて策定されました。また、その実現に向けた第1期の教育振興基本計画の部分は、平成24年度から平成28年度までの5年間を見据えて策定されました。第2期八千代市教育振興基本計画の策定にあたっては重点目標を設定し、施策、取組の検討を行いました。

また、平成29年3月には新学習指導要領が告示される予定です。学習指導要領の趣旨にそって施策を推進していきます。

本計画は、「第2次八千代市生涯学習基本構想」（平成22年10月）及び「第2期生涯学習推進計画」（平成28年3月）との関連を踏まえつつ、推進します。

年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34
	八千代市第4次総合計画前期基本計画				八千代市第4次総合計画後期基本計画						
	八千代教育の目標										
	八千代市教育振興基本計画					第2期八千代市教育振興基本計画					

3 計画の構成

本計画は、第1章及び第2章の2つで構成されています。

第1章では、本計画の位置付けや期間など、概要について述べています。

第2章では、本計画に示された八千代教育の目標や基本方針に沿って取組を示し、本計画の核の部分である教育振興基本計画を示した章となっています。

4 計画の対象期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

なお、今後は社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

5 進捗状況の点検及び計画の見直し

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、八千代市教育振興基本計画の策定後、平成24年度に八千代市教育振興基本進行管理委員会を設け、施策の進捗状況について、点検及び評価を行い、本計画の推進に活用しました。平成28年度の第2期八千代市教育振興基本計画策定後も点検及び評価を行う予定です。

また、本計画は、教育委員会が5年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから、5年ごとを目途に見直しを行い、次期計画を策定する必要があります。そのための取組を計画的に進めます。

第2章 第2期八千代市教育振興基本計画

1 八千代教育の目標

八千代市が平成24年度から平成33年度に至る10年間を通じて目指すべき学校教育の姿として、次の目標を設定し、教育行政を推進します。

未来を拓き、豊かに生きる人間を育む

子どもたちが生きていく、これからの変化の激しい社会では、様々な考え方や文化的背景をもつ人々と協調し、よりよく生きていこうとする姿勢が求められます。

その姿勢を培うためには、学校教育において、学ぶ意欲を重視し、確かな学力を育成すること、また、心の教育を通じて他を思いやる気持ちやコミュニケーション能力を育むこと、体力や健康の保持・増進にも積極的に取り組み、健やかな心身を育むことが必要です。

このようなことを踏まえ、八千代の子どもたちにどんな力を育成していくのか、明確にしました。「未来を拓き」とは、子どもたちが、自らを取り巻く国内外の様々な状況の変化を踏まえつつ、新たな課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と行動力を身に付けさせたいと願い、掲げました。「豊かに生きる」とは、共生社会の一員として、様々な人々と連携、相互の信頼を強化し、地域社会から国際社会まで幅広い分野において、それぞれの立場で活躍できる人間（グローバル人材）として成長し、社会の期待に応える力を身に付けさせたいと願い、掲げました。このような知・徳・体のバランスのとれた健全な子どもたちの成長を支援する学校の教育環境の整備や地域づくりを進めていく必要があります。

教育振興基本計画については、平成25年6月に第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。その前文では「今正に我が国に求められているもの、それは『自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び』である」と述べられています。

平成27年2月には千葉県教育委員会より「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が発表され、「元気な子ども、元気な県民、元気な学校・家庭・地域」が千葉県教育の目指す姿として示されています。

八千代市では、平成28年度より、「子どもたちの可能性を引き出す教育」「教育を核とした地域社会の構築」の2つの重点から基本方針と施策、取組を見直し、教育課題に応じた施策を推進します。

2 重点目標

「子どもたちの可能性を引き出す教育」

「教育を核とした地域社会の構築」

3 基本方針

子どもたち一人一人の個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境や施設の整備、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりを推進します。

4 第2期教育振興基本計画4つのプロジェクト

基本方針を踏まえ、以下の4つのプロジェクトを中心に施策を進めてまいります。

プロジェクトⅠ 夢と、確かな学力・真摯に学び続ける力を育みます。

施策1 学ぶ意欲を高め、満足する授業づくりを進めます。

- 取組1 教職員の資質能力を高め、学級経営・授業の充実を図ります。
- 取組2 言語活動の充実を図ります。
- 取組3 読書活動の充実を図ります。
- 取組4 英語教育・国際教育の充実を図ります。
- 取組5 理数教育の充実を図ります。
- 取組6 教科横断的な学習など社会の進展に対応した教育の充実を図ります。
- 取組7 オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

施策2 ニーズに応じた支援の充実を図ります。

- 取組1 個に応じた支援の充実を図ります。
- 取組2 支援のための環境整備を進めます。
- 取組3 交流及び共同学習を進めます。

プロジェクトⅡ ふるさとを愛し、共に生きる、やさしい心を育みます。

施策3 豊かな心を育成し、社会性を高めます。

- 取組1 道徳教育・人権教育の充実を図ります。
- 取組2 体験活動の充実を図ります。
- 取組3 学校の生徒指導・教育相談の充実といじめ根絶に向けた取組を推進します。
- 取組4 豊かな感性や情操を育てる機会の充実を図ります。
- 取組5 多文化共生への取組を進めます。

施策4 郷土を誇り、愛着のもてる教育を推進します。

- 取組1 「八千代子どもサミット」の充実を図ります。
- 取組2 郷土学習、伝統や文化に関する教育の充実を図ります。
- 取組3 文化財の学習への活用を図ります。

プロジェクトⅢ しなやかで健やかな心と体を育みます。

施策5 健やかな心と体を育むために、家庭や地域社会と協働していきます。

- 取組1 体力向上の取組を推進します。
- 取組2 体育・健康に関する指導の充実を図ります。
- 取組3 食に関する指導の充実を推進します。
- 取組4 安全教育・防災教育の充実を図ります。

プロジェクトⅣ 子どもをみんなで支え、育む、安全・安心な環境づくりを進めます。

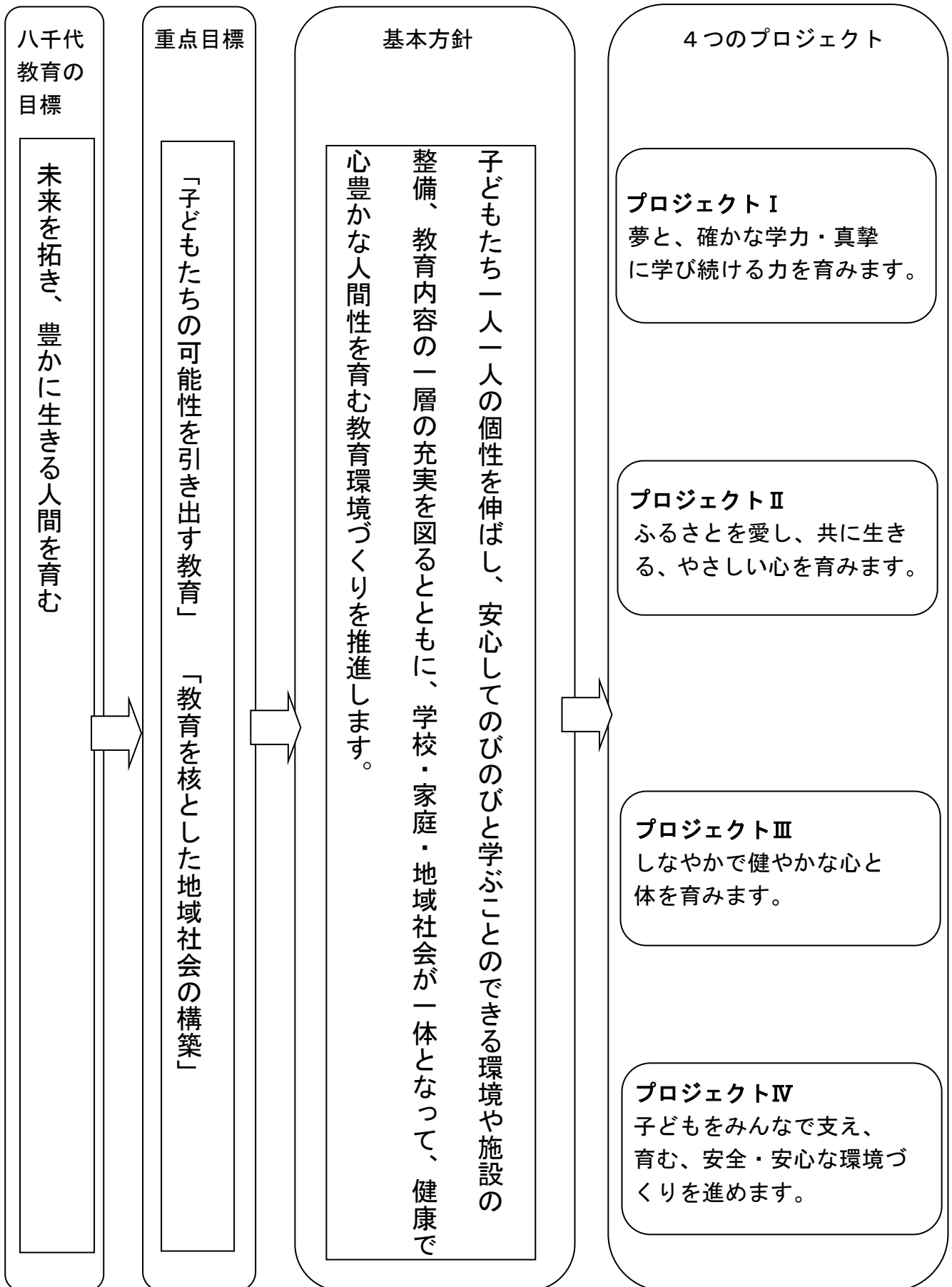
施策6 教育の充実に向けた環境を整備します。

- 取組1 学校施設の計画的な改修整備を推進します。
- 取組2 情報通信技術（ICT）の活用を推進します。
- 取組3 学習環境の整備を進めます。
- 取組4 子どもの育ちを支援する関係機関との連携を図ります。
- 取組5 小・中学校の適正配置を推進します。

施策7 地域とともに歩む体制づくりに努めます。

- 取組1 学校間の連携、家庭との連携、PTA活動等の充実を図ります。
- 取組2 地域社会・関係機関等と連携した安全・防災体制の充実・強化に努めます。
- 取組3 学校支援地域本部等、各学校を支援する体制づくりを進めます。
- 取組4 学校評価等を活かした学校づくりを進めます。

5 体系図



【具体的な取組】

施策1 学ぶ意欲を高め、満足する授業づくりを進めます。

- 取組1 教職員の資質能力を高め、学級経営・授業の充実を図ります。
- 取組2 言語活動の充実を図ります。
- 取組3 読書活動の充実を図ります。
- 取組4 英語教育・国際教育の充実を図ります。
- 取組5 理数教育の充実を図ります。
- 取組6 教科横断的な学習など社会の進展に対応した教育の充実を図ります。
- 取組7 オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

施策2 ニーズに応じた支援の充実を図ります。

- 取組1 個に応じた支援の充実を図ります。
- 取組2 支援のための環境整備を進めます。
- 取組3 交流及び共同学習を進めます。

施策3 豊かな心を育成し、社会性を高めます。

- 取組1 道徳教育・人権教育の充実を図ります。
- 取組2 体験活動の充実を図ります。
- 取組3 学校の生徒指導・教育相談の充実といじめ根絶に向けた取組を推進します。
- 取組4 豊かな感性や情操を育てる機会の充実を図ります。
- 取組5 多文化共生への取組を進めます。

施策4 郷土を誇り、愛着のもてる教育を推進します。

- 取組1 「八千代子どもサミット」の充実を図ります。
- 取組2 郷土学習、伝統や文化に関する教育の充実を図ります。
- 取組3 文化財の学習への活用を図ります。

施策5 健やかな心と体を育むために、家庭や地域社会と協働していきます。

- 取組1 体力向上の取組を推進します。
- 取組2 体育・健康に関する指導の充実を図ります。
- 取組3 食に関する指導の充実を推進します。
- 取組4 安全教育・防災教育の充実を図ります。

施策6 教育の充実に向けた環境を整備します。

- 取組1 学校施設の計画的な改修整備を推進します。
- 取組2 情報通信技術（ICT）の活用を推進します。
- 取組3 学習環境の整備を進めます。
- 取組4 子どもの育ちを支援する関係機関との連携を図ります。
- 取組5 小・中学校の適正配置を推進します。

施策7 地域とともに歩む体制づくりに努めます。

- 取組1 学校間の連携、家庭との連携、PTA活動等の充実を図ります。
- 取組2 地域社会・関係機関等と連携した安全・防災体制の充実・強化に努めます。
- 取組3 学校支援地域本部等、各学校を支援する体制づくりを進めます。
- 取組4 学校評価等を活かした学校づくりを進めます。

6 具体的な取組

プロジェクトⅠ 夢と、確かな学力・真摯に学び続ける力を育みます。

施策1 学ぶ意欲を高め、満足する授業づくりを進めます。

取組1 教職員の資質能力を高め、学級経営・授業の充実を図ります。

本市の教職員の資質向上のための校内研修は、自校や地域の実態等を踏まえ、長年の蓄積により充実しており、子どもたちの能力の伸長や開かれた学校づくりにつながっています。全国から視察に訪れる学校もあります。

確かな学力の育成のために、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の結果分析をもとに、日々の教職員の指導の充実や、保護者と連携した取組等をさらに進めます。

一方、経験豊かな教職員が多数退職し、新規採用教員をはじめ若年教員が増加しています。初若年教員をはじめ教職員の学習指導・生徒指導等の力量向上は喫緊の課題です。

子どもたちに基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び、思考し、判断し、表現する力などの育成が求められています。そのような力を含め、子どもたちの可能性を引き出していくためには、教職員の指導力をはじめとした資質能力の一層の向上、そして、授業など教育活動の充実が必要です。学ぶ意欲を高めることに視点を置き、学習者自らが集中して学ぶことができる授業が求められています。子どもたちに学ぶ面白さや楽しさを体験させ、子どもたちが知的好奇心に目を輝かせ、求めあう、満足できる教室を成立させ、自らの目標や夢に向かって努力する場を確立しなければなりません。

また、学級は集団生活の基盤であり、日ごろから学級経営の充実を図り、教職員と子どもの信頼関係及び子ども相互の好ましい人間関係を育てることが必要です。

このような状況を受け、「千葉県教職員研修体系」を踏まえ、内容を厳選し、効率化を図りながら、教職員の資質向上と教育課題の解決に向けた研修を実施します。

また、各校の校内研修の充実に向けて、学校に対する指導主事等の適切な支援体制の確立、講師謝金等財政的な支援を拡充し、指導力のある教職員の育成や教育活動の充実につなげていくとともに、各校の研修の成果を他校へ広げていくことに努めます。

本市のリーダーとなる教職員の育成も重要です。計画的な育成とともに、人事交流等を推進します。

取組2 言語活動の充実を図ります。

言語活動の充実は、現行の学習指導要領において各教科等を貫く重要な改善の視点です。言語は、知的活動（論理や思考）だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となります。自分や他者の感情や思いを表現したり、受け止めたりする語彙や表現

力が乏しいことが、他者とのコミュニケーションが取れなかったり、他者との関係において自己の感情を抑制できなくなったりする一因とも考えられ、その指導の充実が求められています。

これまでも、各学校では国語科の学習指導をはじめ、様々な教育活動を通して言語能力の育成に努めてきました。

今後一層、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、国語科における言語能力の育成はもとより、以下の3点を授業に取り入れたり、子どもたちが思考する時間を確保したりすることを進めます。

- ・観察・実験や社会見学のレポートにおいて、視点を明確にして、観察したり見学したりした事象の差異点や共通点をとらえて記録・報告する。
 - ・比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演繹的な考え方などを活用して説明する。
 - ・体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを使って表現する。
- また、各学校の実践の交流や優れた実践の周知に努めます。

取組3 読書活動の充実を図ります。

子どもたちを取り巻く環境は、情報技術の発達により、大きく変化しています。こうした時代の変化、多様なメディアの便利さと引き替えに、子どもが本と触れ合う機会が減っています。「活字離れ」や「読書離れ」の傾向は、言語能力の低下、語彙量の減少、日本語の乱れなどに影響があるとされています。

読書は、子どもたちに様々なことへの興味・関心を広げ、知的好奇心や想像力、社会性を育みます。また、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を培い、人生をよりよく生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本市では、各学校で朝の読書の時間など、教育課程の中に読書の時間を設けるよう努めています。また、学校図書館標準蔵書数を目安に蔵書数を増やしたり、図書主任研修会の開催、司書教諭や学校司書の各校配置を進めたりと読書教育の充実に取り組んでいます。さらに、学校図書館蔵書のデータベース化により、検索機能を利用して子どもが自ら学習を進める環境を整えたり、図書の貸し借りをパソコンによって行ったりすることを進めています。

今後、全校に学校司書を一人ずつ配置すること、教職員の読書指導の力量向上のための研修を充実させること、平成27年に開館した八千代市立中央図書館との団体貸出など公立図書館と連携をすることを進めます。また、子どもたちが落ち着き、進んで読書に取り組める学校図書館の整備や、読み聞かせなどを地域の方々の支援で充実させていくことに取り組めます。

取組4 英語教育・国際教育の充実を図ります。

社会のグローバル化が急速に進展し、国際協力や多文化共生の必要性が高まる中、次代を担う子どもたちにとって国際共通語としての英語力の育成は、ますます重要な課題となっています。

本市では、小学校全22校が教育課程特例校として1年生から外国語活動を行っています。外国語活動助手を派遣し、年間を通して外国語活動の授業を支援しています。

中学校には、姉妹都市タイラー市から招聘した外国語指導助手（ALT）とJETプログラム（外国青年招致プログラム）を活用した外国語指導助手（ALT）を学級数等を勘案して派遣しています。その結果、英語教育が充実し、子どもたちの英語や異文化に対する興味関心が高まり、英語によるコミュニケーション能力の向上につながっています。

さらに、英語、異文化に対する興味関心、英語によるコミュニケーション能力を高めるために、教員の授業力の向上を図る研修の実施、外国語活動助手・外国語指導助手の増員、地域の保護者等の支援による学習の充実、教育課程特例による指導時数の増加等を推進し、グローバル人材の育成を目指します。

取組5 理数教育の充実を図ります。

現在、知識基盤社会が進行し、高度情報社会となっていきます。そのような社会の中で、科学技術の振興は社会と経済発展の原動力です。科学技術人材が活躍することは様々な諸問題の解決につながっています。さらに、我が国がリーダーシップを発揮し国際貢献を行ううえで極めて重要です。

また、科学技術の成果が社会全体の隅々にまで活用され、国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上が課題となっています。学校教育において、理数教育の充実が求められています。

本市では、これまでも、理科、算数・数学の学習指導や科学作品展の充実、理科支援員の配置等を進めてきました。

理科、算数・数学の学習で、観察や実験、数量や図形について考察することで得た知識・技能を実際の場面で活用し思考力を育てます。学習を振り返り、新たな問いをみつけることで「主体的な学び」を目指します。

さらに、博物館等の連携による体験的な学習、科学的な知識を活用したものづくりや探究的な学習を行うために、教職員研修の充実に取り組みます。また、理科、算数・数学の学習でのICT機器等を含む教育設備の整備、理科支援員の増員等の充実を図ります。児童生徒が科学技術に対して興味関心を高めるよう、大学や高等学校の協力を得て市民に開かれた科学作品展の開催を進めます。

取組6 教科横断的学習など社会の進展に対応した教育の充実を図ります。

学習指導要領のねらいにそって、教科や領域にとらわれない横断的な学習や教科の目標を横断的にとらえるなどの工夫した教育課程を実施します。教科を横断して改善すべき事項として情報教育、環境教育、ものづくり、キャリア教育、食育、安全教育、心身の成長発達についての正しい理解が示されています。これらのねらいは、各学校の各教科・領域の指導の充実を通して達成を図ります。各学校は、今後も新たな社会の変化に対応した教育課程を編成し、教育活動の充実を図ります。

取組7 オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市では、オリンピック・パラリンピック教育で、育成したい子ども像として、「すすんで運動・スポーツに親しむ子ども、夢や理想をもち努力する子ども、自己に誇りをもち他者への敬意をもつ子ども」の3つをあげています。教育活動全体を通して育成したい子ども像を目指す教育を推進します。

施策2 ニーズに応じた支援の充実を図ります。

取組1 個に応じた支援の充実を図ります。

子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を積極的に推進し、インクルーシブ教育の構築に努めます。個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に活用し、合理的配慮の提供を推進します。

さらに、個に応じた支援の充実を図っていくために、教職員の一層の資質向上が求められます。教職員の資質向上に向けた研修を実施し、障害に対する理解を深めていくとともに、ニーズに応じた指導や支援を計画的に進められるようにします。校内の教職員が協力して支援にあたるよう校内体制の構築をさらに進めます。

取組2 支援のための環境整備を進めます。

本市では、地域の実態や教育ニーズに応じて特別支援学級や通級指導教室が設置されています。これらで学ぶ子どもたちが増加しています。また、通常の学級においても支援が必要な子どもたちが増加しています。

特別支援学級や通級指導教室については、必要な学級や教室を計画的に増やすなど、整備に努めていくとともに、それぞれの障害特性に応じた教育課程の充実を図ります。

各学校の通常の学級においては、一人一人の子どもの学びやすさに配慮や工夫のある

「授業づくり」や、子ども一人一人が自他ともに大切にする「認め合う学級づくり」を進めます。

ユニバーサルデザインを取り入れ、どの子どもも学びやすい適切な学習環境の構築に努めていくとともに、特別支援教育支援員や学生ボランティア等の適切な配置・活用を進めます。

また、専門家チームによる巡回相談を実施し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、教職員等に対して指導・助言を行います。

就学に関しては、就学指導委員会を平成28年4月から教育支援委員会に名称を改めました。教育支援委員会は早期からの十分な教育相談や支援、就学後のフォローアップにつながるよう、一貫した就学相談を実施し、総合的な観点から就学先を決定しています。教職員や保護者等への周知をさらに進めます。

取組3 交流及び共同学習を進めます。

本市の特別支援学級の設置校では、校内の特別支援学級と通常の学級の間で、交流及び共同学習の取組を工夫しながら進めています。また、特別支援学級合同お楽しみ会や合同作品展を通じて、設置校の子どもたち同士の交流を図るほかに、未設置校と近隣の特別支援学校や特別支援学級との間でも交流及び共同学習が行われています。

こうした交流及び共同学習について、通常の学級の教育課程における教科や領域と関連付け、ともに学ぶ機会として充実を図っていくとともに、障害者に対する理解を深めていく取組を進め、ともに成長につながるよう推進します。

プロジェクトⅡ ふるさとを愛し、共に生きる、やさしい心を育みます。

施策3 豊かな心を育成し、社会性を高めます。

取組1 道徳教育・人権教育の充実を図ります。

社会の大きな変化の中、家庭や地域の価値観の多様化がすすんでいます。地域の大人、異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験等の機会も減少しています。これらは自尊感情の乏しさ、人間関係を築く能力の低下、集団の中での不適應などにつながっています。

平成27年3月の学習指導要領一部改正により、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付け、その内容の一層の充実が求められています。各学校では、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に体制を整え、全教職員が共通理解して一体となって道徳の時間の充実を目指しています。特に、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、指導方法を工夫し、発達の段階に応じ、道徳的な課題を子どもたちが自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図っています。

そのため、教職員の研修の場を確保し、道徳の授業を積極的に保護者や地域の方々、他校の職員に公開するなど研鑽に励んでいます。道徳教育の市指定研究校での先進的な取組も広がっていきます。

また、学校人権教育については、教育活動全体を通して、子どもたちの人権感覚を高めるとともに、自他を尊重し合い、信頼される学校づくりを進めています。人権教育については、これまでも、教職員の資質向上を図るための計画的な研修を実施し、その啓発、実践の充実を図ってきました。さらに、教職員の研修の充実を図るとともに、教育活動において意図的に取組を進めるよう働きかけ、情報交換の機会を設けます。

子どもたちは、学校だけでなく家庭や地域社会における教育によって育まれます。学校での道徳教育や人権教育に地域の方々に参加するなど、学校、家庭、地域社会の三者が一体となった取組を進めます。

取組2 体験活動の充実を図ります。

平成27年8月の「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」で、「新しい学習指導要領等が目指す姿」として、「子供たちに社会や職業で必要となる資質や能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点も重要である」と示されています。変化する社会と結びついた授業を体系的に取り組み、職場体験等を通して実践的・体験的な活動の充実を図ります。

各学校では、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むために、異年齢による集団活動を取入れたり、その発達段階に応じて、集団宿泊活動や自然体験活動、職場体験を推進したりしています。

これらの体験活動は、人と人との関わりが大切であり、地域社会とふれあうことで見聞を広めることができ、相手を理解し認め合うだけでなく、互いを尊敬できる人間関係の構築につながります。

今後、体験活動の重要性を踏まえ、日々の学習活動に体験活動を取り入れ、その充実を図っていただけるよう、教員の指導方法等についての研修や各学校の実践を交流する場を広げます。また、本市のセカンドスクールである八千代市少年自然の家における活動の充実を図ります。八千代市少年自然の家では市内小中学生が様々な自然体験、宿泊体験を行っています。身近な体験活動の機会が減っている子どもたちにとって貴重な学習の場となっています。今後、さらに充実した活動が行えるように活動の内容を工夫します。

取組3 学校の生徒指導体制・教育相談体制の充実といじめ根絶に向けた取組を推進します。

本市における子どもの問題行動等生徒指導上の諸問題に対しては、学校や家庭はもちろん、必要に応じて関係諸機関を含めて連携協働をしながら対応する必要があります。いじめ等の諸問題から、登校しにくい等の不安を抱えている子どもたちもいます。また、社会環境の変化に伴い、インターネットを介した問題行動や保護者等による虐待等、今日的な課題が表出しています。

このような状況に対して本市では、子どもたちの健全育成に向けて、学校の担当者の研修会の開催、適応支援センターの学校復帰に向けた取組、地域の補導委員や青少年相談員との連携活動、子ども相談センターとの連携等を進めております。情報モラルについては子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。

いじめ問題の対応としては、児童生徒の尊厳の保持を目的とし、いじめ防止対策推進法等の規定に基づき、八千代市いじめ防止基本方針を策定しました。いじめ防止等に関する関係機関の連携推進を図るいじめ問題対策連絡協議会や、第三者機関としてのいじめ問題対策調査委員会を設置し、協議を行っています。また、教育委員会は、いじめアンケートの実施をはじめ、各校のいじめ防止等の取組を指導、助言、支援を行います。

さらに、いじめの根絶にむけ、子どもたちの社会性や豊かな人間関係を教育活動全体を通して育みます。学級経営を一層充実するために教職員の資質向上に努めると共に、自他を尊重し合い、いじめや差別を許さない学校づくりを進めます。

今後も各学校の生徒指導体制・教育相談体制の充実のための支援を進めるとともに、各学校間の情報交換を充実させ、よい実践例の周知、関係諸機関との連携等に取り組みます。また、各中学校や一部小学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を一層進めていくとともに、市内外における教育相談窓口の周知を図り、その連携等の充実にも努めます。

取組4 豊かな感性や情操を育てる機会の充実を図ります。

義務教育の時期は、子どもたちの豊かな感性や情操を育てる重要な時期です。

本市では、小中学校音楽会や学校美術館スケッチ展等を開催し、子どもたちの感性や情操を育てる取組を進めています。各学校でも、音楽科や図画工作（美術）科での指導、音楽集会の行事等を通して、その育成に取り組んできました。

今後、子どもたちの豊かな感性や情操を育て、子どもたちの主体的な表現活動の発表の場としての小中学校音楽会や美術展等の充実に努めます。また、音楽科や図画工作（美術）科の指導も含め、日々の中で、豊かな感性や情操を育てていることの啓発を図ります。

取組5 多文化共生への取組を進めます。

グローバル化の進む社会を生きる、次代を担う子どもたちにとって、国籍等に関わらず、共に学び、生活することは、自国や他国の文化を理解し、真の国際人として成長するために貴重な経験となります。本市では、八千代こども国際平和文化基金の主旨に基づき、八千代こども親善大使のバンコク都派遣等の事業を行っています。さらに、多文化共生の視点に立った国際教育を行っています。

本市の小・中学校に在籍する外国籍の子どもたちの中には、日本語がまだ不慣れな子や、日常会話はある程度できても学習言語が未習得の子、母語や日本語ともに書けない子がいます。また、言葉や文化・習慣の違いから、日常生活に適応できずに不安を抱えている子や保護者がいます。

このような状況に対して、日本語指導等を必要とする子どもの在籍する学校に外国人児童生徒等教育相談員を派遣して日本語指導及び適応指導を行っています。県教育委員会と連携して日本語指導教員を配置したり、その教員の指導力を向上させるための研修を実施したりしています。

今後、日本語指導を必要とする子どもへの日本語指導及び適応指導の充実、日本語指導担当教員をはじめ、教職員の指導力を向上させるための研修の充実を図ります。

施策4 郷土を誇り、愛着もてる教育を推進します。

取組1 「八千代子どもサミット」の充実を図ります。

子どもたちは、地域で生活していながら、地域でどのような方々が、どのようなことを行っているのか等、地域のことをよく知らない状況が見受けられます。

未来を担う子どもたちが、地域の問題や将来等について考え、地域社会の一員としての自覚と認識を深めるとともに、小・中学校が連携して地域社会に主体的に参画することを目指して、平成21年度より「八千代子どもサミット」事業を行っています。

「八千代子どもサミット」では、市内公立全小・中学校の子どもたちが5つの地域に

分かれて、「よりよい地域づくりのために自分たちにできる活動は何か」ということについて話し合い、各学校の児童会活動・生徒会活動等を活性化させながら実践しています。

また、地域で活躍する様々な方々とのディスカッションを通し、活動に対する助言・示唆・協力を得ています。これまで、各地域でエコキャップ回収活動、地域清掃活動、挨拶運動等が行われてきました。子どもたちが、学校の枠を超えて連携・協力し、よりよい地域社会や八千代市の創造に向け、自覚と誇りを持って行動していく姿が見られます。

「八千代子どもサミット」では、長期ビジョンとして「アジア各国の小・中学生との交流」や「世界に向けた小・中学生主体の地域交流活動の発信」を掲げています。子どもたちに、自分自身や学校・地域社会を世界の視点から見つめさせることにより、意欲や行動力、自信、誇り等を育てていきます。

取組 2 郷土学習、伝統や文化に関する教育の充実を図ります。

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが求められています。

小学校 3、4 年生では教育委員会が編集・発行している社会科副読本「わたしたちの八千代市」を活用して、市内や県内の土地利用の様子や産業、郷土の開発に尽くした人々等について学習しています。本市のよさを体験し、そのよさを未来につなげていこうという思いやよりよい郷土にしていくという願いを育むことが必要です。

未来を担う子どもたちが、郷土・八千代を愛し、誇りに思えるよう「八千代子どもサミット」での活動等との連携も図りながら、郷土についての学習の一層の充実を図ります。また、教職員の指導力向上に向け、指導資料を作成しています。

さらに、郷土学習の場として郷土博物館の充実を図ります。市内各学校へ職員の派遣や、各学校から郷土博物館への校外学習を行い、昔の遊びや暮らしについての学習を行います。昔の生活に使用されたものに実際に触れるなど工夫した体験活動を行っていきます。また、市民に対しての講座等も行い、郷土学習の充実を図ります。

これらを通して、郷土学習、伝統や文化に関する教育の充実を図るための環境整備を進めます。

取組 3 文化財の学習への活用を図ります。

本市は、貴重な埋蔵品等が出土し、文化財に認定され、郷土博物館等で展示されています。また、現在、発掘が進められている箇所があります。出土品を生かした郷土博物館の出前授業が行われ、実物を前にした学習は充実したものになっています。

今後、文化財を活用した出前授業、郷土博物館を活用した学習の一層の充実に努めます。

プロジェクトⅢ しなやかで健やかな心と体を育みます。

施策5 健やかな心と体を育むために、家庭や地域社会と協働していきます。

取組1 体力向上の取組を推進します。

これからの社会を生きる子どもたちに健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、健康の保持増進をはじめ意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わり、生きる力を支える重要な要素です。

本市では、各学校での体力向上をねらった体育的行事や小学校5・6年生、中学校2年生が参加する総合体育祭をはじめとした市の行事への取組、さらに日々の授業や部活動、運動遊びの奨励等により、子どもたちが運動に取り組む機会を意図的に設定しています。子どもたちが様々なスポーツを経験し、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、楽しむ態度を育むことでスポーツを「する人・観る人・支える人（育てる）」となるよう生涯にわたるスポーツライフの基盤づくりを推進します。

本市の子どもたちの新体力テストの結果は、県平均と同等または緩やかな向上が見られる一方、一部には課題も見られます。

今後も教育活動全体を通じて、子どもたちの体力向上を図るべく、「遊・友スポーツランキングちば」への取組や体育授業の充実のために教職員への安全指導も含めた研修等を行い、子どもたちの体力向上の推進に努めます。

取組2 体育・健康に関する指導の充実を図ります。

今日、基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。このため、子どもたちの望ましい生活習慣を育成する取組を学校における重要課題として位置付け、「安全」・「食事」・「睡眠」・「体力」に関する学びを通して家庭・地域と協働して発達の段階を踏まえ計画的に行うことが大切であると考えます。子どもたちが健康について自ら考え行動し、望ましい生活習慣の確立を図れるように生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎づくりを推進します。

生活習慣の基本は、安全な行動と調和のとれた食事、十分な休養・睡眠、適切な運動です。また、健康で安全な生活を送るために、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を目指し、薬物乱用防止教育を推進します。生活習慣の確立においては、食をはじめ日々の生活に起因する健康課題や運動不足による体力低下等の実態を把握し、家庭や地域との協働のもとに、「自分の体は自分で守る」意識を育てられるよう、体育・健康に関する指導の充実を努めます。

取組3 食に関する指導の充実を推進します。

食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子どもたちの食生活の乱れが大きな課題となっています。偏った栄養摂取、不規則な食事などの食生活の乱れ、「肥満」や「過度の痩身」、また、生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。成長期にある子どもたちにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要です。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難です。そのため、成長期にある子どもへの食育は、健やかに生きるために重要となります。

そこで、食に関する指導を給食の時間、特別活動、関連する各教科において、各学校は校長のリーダーシップのもとに、学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員等、全職員が取り組みます。食に関する指導の目標達成に向けて全体計画を作成し、それに基づいた指導を行うため、教職員の共通理解を図るだけでなく、望ましい食習慣の育成のために、家庭・地域と連携し食育の推進に努めます。

学校給食では、地産地消に努め、安全・安心でバランスの良い給食を提供するため、施設・設備の衛生管理の徹底及び運営の効率化を図ります。また、八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき、食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう対応に努めます。

取組4 安全教育・防災教育の充実を図ります。

安全教育の目標である、子どもたちに危険予知能力・回避能力を育み、自分の命や身を自分で守れるようにしていくことが求められています。

平成22年度から、本市では小学校4年生を中心に、地域安全マップ・防犯マップをスクールガード等と協力し、地域力をいかして作成を行っています。この作成を通し、危険であり犯罪の起こりやすい場所と認識し、危険を回避する力を高めます。

また、小学校1年生を対象とした歩き方教室、小学校中学年を対象とした自転車教室、小中学校での交通安全映画会の開催など交通安全指導を行ってきました。その一層の充実を進めます。

教育活動を進めていく中で、意図的に子どもの安全に対する意識や態度を高め、計画的に各学校の安全指導計画を見直し、それを踏まえた指導を推進します。

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験と教訓をいかし、子どもたちに危険予知能力や危険回避能力、事故対応能力を家庭・地域社会・関係機関と連携し育成しなければならないことが明確になりました。

各学校や地域の実情を踏まえた防災教育の指導計画を作成し、それを基にした防災教育、消防本部と連携した「児童・生徒の防火・救命体験促進プラン」を着実に実践します。

また、教職員の安全教育・防災教育に関わる研修の充実、各学校の情報交換の場の設定、子どもたちを見守る地域ぐるみの安全体制の整備・推進に努めます。

プロジェクトⅣ 子どもをみんなで支え、育む、安全・安心な環境づくりを進めます。

施策6 教育の充実に向けた環境を整備します。

取組1 学校施設の計画的な改修整備を推進します。

本市の学校施設については、昭和40年代から50年代にかけて児童・生徒数が急増した時期に建設され、建築後20年以上経過した建物が多く、改修の時期を迎えています。学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、学校施設の安全性を確保することが極めて重要であることが再認識されたことから、子どもたちと地域住民等の生命の安全を確保するために、国が平成27年度までのできるだけ早い時期に、小・中学校をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の耐震化の完了を目指すことが明確化されました。このことを受け、本市においても、この方針に従い、当初、策定した平成20年度から平成28年度までとする小中学校耐震改修計画の終了年度を平成27年度に前倒しをし、耐震改修を実施した結果、小・中学校における耐震化率は100%となりました。

今後は、屋内運動場等の建築非構造部材の撤去、改修等の工事や「八千代市公立小中学校暑さ対策基本方針」に沿ったエアコンの設置、トイレ環境の改善を図るための乾式化への改修を推進します。

取組2 情報通信技術（ICT）の活用を推進します。

グローバル化や情報化の進展は予想を超えて進み、将来を予想することが難しい時代を迎えました。次代を担う子どもたちは、これからの「知識基盤社会」の時代にあって、「生きる力」の基本的なスキルのひとつが「情報活用能力」（情報モラルを含む）を身に付けることとされています。

本市では、子どもたちや教職員が安心安全な環境でICTを利用し、そのスキルも向上しています。一方で、学習や校務に必要なICT環境も変化しており、機器の保守も終息することから、機器更新の時期を迎えています。

これまでの実績をベースに、第2期教育振興基本計画及び次期学習指導要領に対応したICT環境整備に努めます。子どもたちの考えをその場で可視化したり共有したりする場面のある授業、子どもたちが必要な情報がその場で手に入ったり協働型・双方向型の学習ができたりする環境を目指します。個別の教育的ニーズにこたえるコンテンツやツールを利用して、子どもたちの主体的な学習ができる環境づくりを進めます。

また、校務の軽減につながるようなICT環境の整備を推進します。指導記録の共有やさらなる業務の効率化などに取り組むことで、よりきめ細やかな指導や子どもたちと向き合う時間の確保につながるようなICTの利活用を推進します。

取組3 学習環境の整備を進めます。

子どもたち一人一人の個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる学習環境の整備は重要です。

各学校の教材等については、学習指導要領の改訂も踏まえ、その整備に努めています。

さらに、子どもたちの活動を一層充実させる、ユニバーサルデザインという観点から学習環境の整備に努めます。

取組4 子どもの育ちを支援する関係機関との連携を図ります。

子どもたちは、学校だけでなく家庭や地域社会における教育によって育まれます。また、社会の変化からも大きな影響を受けています。現在、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していると指摘されています。それらを踏まえて、学校に求められることは多様になっています。

本市には、教育センター、青少年センター、適応支援センター（フレンド八千代）、八千代市少年自然の家、郷土博物館がそれぞれの目的をもって設置されており、子どもたちや教職員を支援し、市民が活用できる業務を行っています。

また、近年、児童虐待が課題となっています。県や市の関係機関、関係部局との連携を図っています。

さらに、地域の方々に授業などの様々な教育活動、環境整備をサポートする学校サポーターの登録制度があります。学校サポーターの情報を提供し、その活用を推進してきました。今後も関係機関や地域との連携を図り、子どもの育ちの支援に努めていきます。

取組5 小・中学校の適正配置を推進します。

本市には、公立小学校22校、公立中学校11校があります。小・中学校の子ども数については、宅地開発の進む地域では増加傾向にある一方、先行して市街化した地域では、横ばい・減少傾向にあり、地域によって子ども数の二極化が進んでいます。子どもたちの教育環境を整備するために、学校の統合や通学区域の整備などによる学校規模の適正化が必要となっています。そこで、教育委員会では、全市的な視点に立った小・中学校の適正配置を進めるため、平成19年に「八千代市学校適正配置検討委員会」を設置しました。

八千代市学校適正配置検討委員会の答申を受け、平成20年に「八千代市学校適正配置

の基本的な考え方」を定め学校の適正規模を小学校では12学級から24学級、中学校では6学級から18学級と定義しました。今後も学校適正配置については、地域の実情に合った形の配置を推進していきます。

施策7 地域とともに歩む体制づくりを進めます。

取組1 学校間の連携、家庭との連携、PTA活動等の充実を図ります。

小中の連携を中心に、教育課程、学習内容、子どもたちの情報交流などで異校種間の連携を進めていきます。

本市では、小中学校、高校、大学、特別支援学校の連携を図り、情報共有や効果的な連携の在り方を探るため、教育サミットを開催し、教育を核とした地域社会の構築に取り組んでいきます。さらに、就学前の幼稚園・保育園・こども園、小学校、それぞれの連携を図ります。今後、関係機関の業務の充実と連携を図り、子どもたちの特性に応じた支援に努めます。本市にはPTA組織のある学校と保護者会組織のある学校があり、それぞれ学校と一体となって、子どもたちの健全育成に努めています。

さらに、学校と保護者が一体となって、子どもたちの健全育成について協力し合い、安全・安心な学校教育の推進ができるよう、情報提供等を進めます。また、各学校のPTA等がお互いに協議・情報交換したり、啓発したりと、PTA活動等の充実につながる機会を設け、地域の教育力向上につなげます。

また、八千代市PTA連絡協議会主催の研修会を毎年開催しています。ニーズに応じた内容を検討し、保護者会の学校にも声をかけるなど、PTAと保護者会の連携も大切にしながら、参加者の拡大や充実を進め、PTA活動等の一層の充実を図ります。

取組2 地域社会・関係機関等と連携した安全・防災体制の充実・強化に努めます。

子どもたちを取り巻く地域社会の環境が変化しています。本市の子どもたちは、市街地では交通量の多い道路を登下校し、地域によっては一人で登下校するような状況があります。

通学路の安全については通学路整備検討委員会を設け、通学路の整備を進めたり、スクールガード、交通安全推進隊、PTA等と学校が連携し子どもたちの登下校を見守ったり、青少年健全育成協議会による防犯パトロールを行ったりと、「八千代の子どもは八千代で守る」を合言葉に地域の組織づくりや活動を進めてきました。

しかし、子どもたちが巻き込まれる事件や不審者等の報告事案がなくなるのが現状です。

今後、関係機関との連携を一層図るとともに、スクールガードの配置や、その組織化、研修の機会の確保を進めます。さらに、防犯メールの配信により、防犯情報をすみやかに共有できるよう努めます。

また、教職員による、教育課程全体を通じた安全指導の重要性を啓発し、具体的場面を通じた指導を一層推進します。

防災体制の強化については、災害対応マニュアルの作成を進めてきました。このマニュアルを基に、保護者、地域の方の意見等も踏まえ、各学校が地域と連携した災害時の体制づくりを進めます。

取組3 「学校支援地域本部」等、各学校を支援する体制づくりを進めます。

社会がますます複雑多様化し、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められ、様々な課題が生じています。

このような状況の中で、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。

本市では、これまでもPTA活動をはじめとする保護者、学校によっては「親父の会」等有志の支援を受け、教育環境の整備や教育活動の充実に取り組んできました。各学校のこれまでの取組を一層充実させる支援を行うとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを進めます。

また、本市では学校支援地域本部が活動している地域もあります。学校が必要とする様々な教育活動に関わることで地域の教育力を高め、地域の活性化や教育を核とした地域づくりを目指しています。

取組4 学校評価等を活かした学校づくりを進めます。

教育活動を充実させるには、保護者、地域と連携して取り組むことが必要です。学校は、学校のホームページや学校便り等を活用して、保護者、地域への情報提供に努めています。

また、学校評議員を委嘱し、校長が地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、地域に開かれ特色のある学校づくりを推進しています。各学校では、学校行事や授業参観等を利用して年間数回学校評議員から学校経営についての意見を聞く機会を設けています。教育水準の向上に向けて、学校の教育活動その他の学校運営状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることが求められています。

これらの活動を一層推進するとともに、活かし方を検討し、教育水準の向上につなげます。

資料

市民憲章・都市宣言
八千代市教育大綱

市民憲章・都市宣言

八千代市民憲章

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。
わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、
ここに八千代市民憲章を定めます。

1. やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくりまします。
1. 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくりまします。
1. よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくりまします。
1. みんなで支え合い、共に生きるまちをつくりまします。

平成10年11月19日制定

八千代市子ども憲章

緑豊かな自然に恵まれた八千代市の輝かしい未来を願う私たちは、
八千代市を誇りに思い、愛と友情にあふれるやさしい心を持ち、「みんなが一人のために、
一人がみんなのために」を心がけながら、手をとりあい、だれもが好きになるすばらしい
八千代市にしていくことを誓い、ここに「八千代市子ども憲章」を定めます。

自 然 私たちは、八千代市のシンボル新川を守りつづけながら、
ゴミのない自然の豊かなきれいなまちをつくっていきます。

夢 私たちは、自分の夢に向かって、共に語りあい励ましあいながら
前進するため日々努力していきます。

命 私たちは、明るく健康な毎日を送れるように心がけ、
両親から与えられたかけがえのない命と、
地球すべての命を大切にしていきます。

思いやり 私たちは、いつも相手の気持ちを考える心を持ち、
仲間と協力しあい助けあっています。

礼 儀 私たちは、だれとでも明るいあいさつをかわし、
たがいにマナーを守って、気持ちよくふれあっています。

文 化 私たちは、八千代市の文化と伝統を大切にし、さらに、世界の仲間たちとの
交流を深めることで新しい文化をつくっていきます。

平成13年1月1日制定

緑の都市宣言

私たちは、祖先が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。
この緑豊かな自然環境こそ、私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。
私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと念願する。
そのため私たち八千代市民は、失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、
後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、
緑に囲まれた安らぎと潤いのなる、健康的で人間が住むにふさわしい街づくりをすることを誓い、
八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和62年5月23日 八千代市

平和都市宣言

私たち八千代市民は、21世紀に向けて「調和のとれた人間都市」八千代市の実現をめざしている。
この将来都市像の実現は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。
私たち八千代市民は、わが国が世界唯一の被爆国として、
核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを世界の人々に訴え続けるとともに、
再び地球上に広島・長崎の惨禍が繰り返されることがないように
世界の恒久平和の達成を強く念願するものである。
私たち八千代市民は、生命の尊厳を深く認識し、将来にわたって、
わが国の非核三原則が堅持されるとともに、平和を脅かす核兵器の廃絶と
世界の恒久平和の達成のため努力することを決意し、ここに平和都市を宣言する。

昭和62年9月18日 八千代市

健康都市宣言

私たち八千代市民は、新川のようにおだやかなまちの中で、だれもが生きがいをもち、
安心して自分らしく、心豊かに暮らせることを望んでいます。

私たちは健康について考え、家族や地域の人たちと学び合い、ふれあいの輪を広げながら、
地球市民であることを自覚し、健康的な環境づくりに努めます。

ここに市民一人ひとりが、愛と夢、勇気をもって、
生きていることの幸せを実感できるまちづくりを誓い、「健康都市」を宣言します。

平成11年3月19日 八千代市

八千代市教育大綱

平成28年3月



はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されました。この法改正の結果、教育の施策の方針や根本となる大綱を、首長が主宰し、教育長及び教育委員が出席する総合教育会議における協議を経て、首長が策定することとなりました。八千代市では、総合教育会議において協議の結果、八千代市第4次総合計画後期基本計画の「義務教育」及び「文化財」の部分が大綱に該当すると考え、大綱を別途定めるのではなく、後期基本計画をもって代えることといたしました。

義務教育においては、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境や施設の整備、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりを推進します。

文化財においては、貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財の調査・研究に努め、保護と活用を図ります。

今後も、「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」、「ここに住みたい、住み続けたいまち やちよ」を実現するための柱の一つとして、教育文化都市をめざしてまいります。

平成28年3月

八千代市長 秋 葉 就 一

(1) 教育環境の整備

① 学校規模の適正化

- 今後の開発状況や児童生徒数の動向を見据えながら、通学区域の見直しを検討します。
- 将来のまちづくりの視点から、公共施設として重要な小中学校をどのように配置していくかを、全市的な視点に立って検討します。

② 施設・設備の整備

- 教育環境の充実・向上を図るため、各学校の状況を的確に把握し、空調設備の設置・トイレの改修・多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とする教育用コンピュータの再構築等、施設・設備の整備に努めます。

③ 地域とともに歩む学校づくり

- 学校支援地域本部を推進し、地域とともに歩む学校づくりに努めます。
- 小中学校、高等学校、特別支援学校、大学との連携を図り、教育を核とした地域づくりを推進します。

(2) 教育内容の充実

① 学習指導・生徒指導の充実

- 教職員の研究・研修を支援し、学習指導の向上に努めます。
- 教師と子どもの信頼関係を高め、学級経営の充実を図るとともに、家庭・地域社会・関係機関との連携を深めながら、積極的な生徒指導に努めます。

②新しい教育環境への対応

- 知識基盤社会^{*}の時代を迎え、自立し、他者と協働して未来を切り開いていくグローバル人材^{*}を育成するために、外国語活動を充実させるとともに教職員の資質向上に努めます。
- 豊かな知識・経験を有する人材の活用や、授業等への地域住民の参加など、地域に根ざした多様な教育活動に努めます。

③心の教育の推進

- 命の大切さを認識し、思いやりの心を育み、人間尊重の精神を、教育活動全体を通して醸成していきます。
- いじめ、不登校、さらには問題行動の未然防止や解消に向けて、家庭・地域社会・学校との連携を一層深めることに努めます。

④特別支援教育の充実

- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を積極的に推進し、インクルーシブ教育^{*}の構築に努めます。
- 特別支援教育のあり方について理解を深め、「交流及び共同学習」を進め、学校全体で推進する体制の充実を図ります。
- 教育支援委員会（平成 28 年 4 月 18 日施行）や特別支援教育専門家チームなど、個々の障害に対応した相談・支援体制の充実を図ります。
- 特別支援学校など関係機関と連携し、一貫した支援のための体制づくりを進めます。
- 特別支援教育支援員・特別支援学級介添人の配置の充実を図り、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援に努めます。

^{*}知識基盤社会=新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

^{*}グローバル人材=国際的視野を養い、主体的に国際社会に参画していく人材

^{*}インクルーシブ教育=特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障することを目指し、ともに学ぶ仕組み

(3) 体育・健康・安全に関する指導の充実

① 体育・スポーツの充実

- 学校教育活動全体で行う体育活動の推進により、心身の健康の保持・増進を図り、生涯にわたるスポーツライフの基盤づくりの充実に努めます。

② 健康教育の充実

- 児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、自分の健康に関心を持ち、「自分の体は自分で守る」意識を育て、健康教育の充実を図ります。

③ 安全教育の推進

- 児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、危険予知能力を育て、安全教育の推進を図ります。
- 児童生徒を見守る地域ぐるみの安全体制の整備・推進に努めます。

④ 食育の推進

- 地産地消^{*}に努め、安全・安心でバランスの良い給食を提供するため、施設・設備の衛生管理の徹底及び運営の効率化を図ります。
- 八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき、食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう対応に努めます。
- 望ましい食習慣の育成のために、家庭・地域と連携し、食育の推進に努めます。

^{*}地産地消＝地元で生産されたものを、地元で消費すること

(1)文化財の保護と活用

①文化財調査の推進

○文化財の調査・研究に努め、重要なものを市の文化財に指定し、保護と活用を図ります。

②文化財の保護

○文化財を次代に継承していくため、文化財保護の普及・啓発に努めるとともに、維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。

③伝統文化の継承

- 伝統文化や民俗文化の保存や継承のための基礎調査を推進します。
- 社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について、映像や音声による記録保存や復活などにむけた資料の調査・整理に努め、その振興を図ります。

④文化財説明板設置・更新

○更新時期をむかえた文化財説明板や、未設置の市指定文化財などの文化財説明板の設置・更新を図ります。

(2)文化資料の収集・保存・活用

①保存・展示施設の充実

- 文化財の適切な保存・管理を図るとともに、一般公開や企画展の開催のため、保存・展示施設の充実を図ります。
- 伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため、文化伝承館の維持管理、充実を図ります。

②資料の収集と活用

○収集した資料の活用のため講座・常設展・企画展の充実を図ります。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

① 発掘調査体制の整備

- 貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように、関係機関との連携を強化し、遺跡調査や発掘体制の整備・充実を図ります。

② 整理事業の推進と活用

- 出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに、資料を活用した学習機会の提供に努めます。

③ 保管整理場所等の一元化

- 整理事業の効率化を促進するため、整理作業と出土資料の保管場所の一元化を図ります。

平成28年3月 八千代市

担当 八千代市教育委員会 教育総務課

住所 〒276-0045

千葉県八千代市大和田138-2

TEL 047-481-0300

FAX 047-486-3199

URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

E-mail kyousoumu1@city.yachiyo.chiba.jp

第2期八千代市教育振興基本計画

編集・発行 : 平成29年3月
事務局 : 八千代市教育委員会指導課
所在地 : 〒276-0045
千葉県八千代市大和田138-2
電話 : 047-481-0301 (直通)
F A X : 047-486-3199